

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

- (1) 名 称 オオガタショッピングセンター
所在地 上越市大潟区土底浜1055番1号
設置者 協同組合大潟ショッピングセンター
- (2) 名 称 コンパスタウン上越インター
所在地 上越市大字上源入字響田129番地24外
設置者 株式会社ナルス
- (3) 名 称 知遊堂上越国府店
所在地 上越市加賀町3077番地2
設置者 株式会社ナルス
- (4) 名 称 ナルス柿崎店
所在地 上越市柿崎区柿崎藤木711番
設置者 株式会社ナルス
- (5) 名 称 ナルス鴨島店
所在地 上越市子安新田4-55
設置者 株式会社ナルス
- (6) 名 称 ナルス北城店
所在地 上越市北城町3丁目273番1外
設置者 頸城自動車株式会社
- (7) 名 称 ナルス国府店
所在地 上越市国府4丁目8番3号
設置者 日成商事株式会社
- (8) 名 称 ナルス高田西店
所在地 上越市大貫4丁目3外
設置者 株式会社ナルス
- (9) 名 称 ナルス直江津東店
所在地 上越市三ツ屋町95番地4外
設置者 株式会社ナルス
- (10) 名 称 ナルス南高田店
所在地 上越市上中田2001番地
設置者 株式会社ナルス

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
1-(2)~(5)、(8)~(10)
(変更前) 株式会社ナルス 代表取締役 森山 仁 上越市藤巻8番13号
(変更後) 株式会社ナルス 代表取締役 丸山 三行 上越市藤巻6番50号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
1-(1)~(2)、(4)~(10)
(変更前) 株式会社ナルス 代表取締役 森山 仁 上越市藤巻8番13号
(変更後) 株式会社ナルス 代表取締役 丸山 三行 上越市藤巻6番50号

3 変更年月日

- (1) 令和5年3月13日 他
- (2) 令和5年3月13日

4 変更の理由

- (1) 設置者の代表者及び住所に変更があったため
- (2) 小売業者の代表者及び住所に変更があったため

5 届出年月日

令和5年4月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和5年5月2日から令和5年9月2日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp